

事業計画書

並びに収入支出予算書 (案)

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

2019 年度

2019 年度	事業運営方針
2019 年度	重点目標
2019 年度	一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表
2019 年度	新会計区分
2019 年度	事業計画書
2019 年度	一般会計収入支出予算書
2019 年度	公益事業特別会計収入支出予算書
2019 年度	収益事業特別会計収入支出予算書
2019 年度	事業別財源別一覧表

目 次

1	2019 年度	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	2019 年度	重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	2019 年度	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表・・・・・・	8
4	2019 年度	新会計区分・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	2019 年度	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	2019 年度	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計収入支出予算書・・・・・・・・・・・・・・・・	29
7	2019 年度	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会公益事業特別会計収入支出予算書・・・・・・・・・・・・・・・・	37
8	2019 年度	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会収益事業特別会計収入支出予算書・・・・・・・・・・・・・・・・	39
9	2019 年度	社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業別財源別一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	41

2019 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業運営方針

神奈川県立津久井やまゆり園で起きた事件の衝撃は、今も我々の脳裏に焼き付いている。それはなにも、被害者の過多だけに起因するものではない。戦後最悪の大量殺戮事件として日本社会に衝撃を与えたこの事件の本質に、言いようのない優生思想と受け入れがたい“差別意識”が見て取れるからだ。地域共生社会の実現をめざす改正社会福祉法が平成30年4月に施行され、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどが明記された。しかし、こうした動向に当の加害者は、冷や水を浴びせるがごとき言動を拘留中の今も繰り返している。さらに我々を落胆させるのは、こうした加害者の言動に賛同する者が少なからずいるという現実である。

事件が起きる直前の平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行された。第1条において障害の有無に関係なく「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざすことを高らかに謳っている。おそらく法の精神に反対する者は、少ないだろう。一方で、多くの人に障害者に対する差別感情は根強く残り、「多様性」や「共生」といった言葉だけが躍る。多様性を認め合うという行為は、そうたやすいものではないかも知れない。

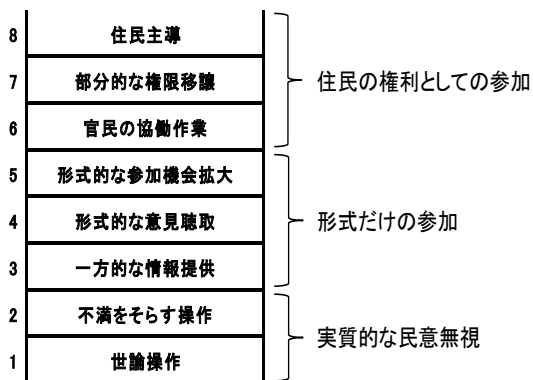
「共生社会」の実現において、最も難しいのは地域社会に潜在する差別や偏見に対する対応ではないだろうか。一人ひとりの福祉意識に働きかけ「差別や偏見の撲滅」をめざさなければならない。少なくとも、これを低減するための不断の努力こそが「共生社会」実現の重要なファクターなのではないか。それでも差別や偏見がなくなる日は来ないかも知

れない。日本福祉大学の原田正樹氏は言う。「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」と。そして「最初の福祉教育は広報や啓発、講座などに始まり、最後は、真に住民主体が形成されることをめざすものである。地域共生社会を実現していくためには、福祉教育をととして『学び』を重視していくことが不可欠であり、『学び』によって主体が生まれ、ひいては、住民主体による地域福祉が推進されていくのである。(NORMA/NO.323)」と結ぶ。

当法人において、その中核を担っているのは、紛れもなく介護職従事者等人材育成・研修センター（以下「研修センター」という。）である。あえてここで「中核」と補記したのは訳がある。この研修センターには、例えば、ボランティアセンターや地域包括支援センターといった法人内の事業所が有機的に関与、または、協働しており、そのことが研修センターのプログラムを豊かにしている—という側面を無視することができないからである。つまり、研修センターは、一つの独立したセクションというよりも、マンパワーの確保という命題において、法人内事業所で顕在化された課題が逐次集積される「ポータル」の役割も担っているのである。

地域福祉の入口にあたる啓発講座に始まり、より実践的な「介護予防インストラクター」の養成や「フレイルサポーター」の養成など、その出口は確かに多様化している。しかし、これら一連の活動が、主体を生み、住民主体による地域福祉を推進するまでには至っていない。

住民参加のはしご(A Ladder of Citizen Participation)



出典:住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン1969)

を示している。その一段上の「セラピー（住民の不満をそらす操作）」とともに、実質的には参加不在の状態を表す。中位には、「一方通行的な情報提供」、「形式的な意見聴取」などがあり、六段目の「パートナーシップ」から「権限移譲」へと続く段階でようやく住民の権利として参加が認められるというわけだ。最上段は住民が主体となって主導する段階としている。アーンスタインは「住民の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」と定義する。これを地域づくり、つまり、地域包括ケアシステムに当てはめれば、住民が住みたいと思い、こうあって欲しいと考える目標の実現について、住民に一定の実行力（権限）を与えることを指しているといっていだろう。

そこで思い起こされるのが、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスBや通所型サービスBに対する取り組みである。

住民主体・参加の概念については、米国の社会学者のシェリー・アーンスタインが「住民参加の梯子」という表現で分かりやすく説明している。八段から成る梯子の最下段は、「世論操作」の段階と位置付けられ、「住民参加」の名を借りた権力者による支配・統制の状態

(参考資料/厚生労働省老健局振興課)

サービス類型

○要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護		②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービスの提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進。		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(※)	訪問介護員(訪問介護事業者)		主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②訪問型サービス※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

○その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）からなる。

【参考】「通所型サービスB」と「地域介護予防活動支援事業」の比較

事業	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB (住民主体による支援)	地域介護予防活動支援事業 (通いの場関係)
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助／その他補助や助成	委託／運営費補助／その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等	人数等に応じて月・年ごとの包括払い ／運営のための間接経費を補助 ／家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定(補助の場合はサービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。(共生型)	※食事代などの実費は報酬の対象外(利用者負担) ※通いの場には、障害者や子どもなども加わることができる(共生型)

———(介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方)———

当法人では、これまでに育成してきた「介護予防インストラクター」や「フレイルサポーター」などの人材を活用して、訪問型サービスBや通所型サービスBを市内に点在させたいと考えている。「活用」という言葉はいかにも高慢で、そこに住民の主体性を見いだすことはできないかも知れないが、しかし現状は、当法人が推し進めたいと考えるB型類型の事業に、先の人材を“当て嵌め”、ご「参画」いただくという手法でしか、その実現を見ることはできない。肝心のマネジメントの部分に我々が強く関与し、事業運営を主導することになるからだ。当該人材に対し、それを成し得るほどの「主体性」を育ててこなかったと言われればそれまでだが、これを醸成させるための機会を与えるには、あまりにも人手が足りない。とはいえ、せめて「協働」できるような対等な関係を構築しなければ、おそらく全てが、徒労に終わるだろう。したがって、早い時期に我々は事業運営から手を引き、持続可能なB型類型事業を住民主体で運営できるように工夫を重ねなければならない。我々は、その核となるのが二層以降の“協議体”であると考えている。

一方で、当法人では、人材育成に関する取り組みと同様に地域踏査に基づく「地域診断」を自治会（区長会）単位でおこなってきた。これは「知っているつもり」でいた地域の「魅力」や「地域力」を再発見しようという試みでもある。とりわけ、後発の地域踏査においては、地域住民にも、極力これにご参画いただくようにしている。理解が参加を生み出すのではなく、形式的であれ、参加が理解を育むという考えに則っているからだ。なお、我々がこのB類型にこだわるのには、訳がある。例えば通所型サービスBの場合、その通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができるという大きなメリットを持つからだ。地域社会の中には、高齢者のみならず、様々な理由で“生きづらさ”を感じている人々がいることを忘れてはならない。

故に最新（本事業計画と同時スタートする）の地域福祉活動計画の理念に「誰一人として孤立させない社会の実現」を掲げた。

そしてこの計画を実現するための基盤整備となるのが、地域踏査と介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスBや通所型サービスBの一体的な実現であり、これに研修センターが積極的に関与することで、福祉教育のさらなる充実を図りたいと考えている。これこそが、2019年度、三浦市社会福祉協議会の最重点目標となる。それだけではない。第4次三浦市地域福祉活動計画の計画期間を通じて、最重要視すべき目標となるだろう。

2019年3月

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

会 長 川 崎 喜 正

2019 年度 重点目標

- 1 福祉教育と地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの融合と充実
 - (1) 総合事業におけるB型類型のモデル的施行
 - (2) 上記(1)を住民主体で実現するための住民を巻き込んだ地域踏査

- 2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進
 - (1) 小地域における地域診断の実施
 - (2) 専門職（理学療法士・管理栄養士・看護師・歯科医師など）による介護予防リハビリデイサービスの充実
 - (3) 未病センターと出張未病（地域）サロンの充実
 - (4) 介護予防インストラクターの養成と活動支援
 - (5) CHO 構想の推進と理念の普及
 - (6) 高齢者栄養改善活動の充実
 - (7) 共生型サービスの実践
 - (8) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）の実施

- 3 人事考課システムの確立と研修制度の充実

2019 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表

（単位：千円）

会計区分	事業活動による 収入	事業活動による 支出	その他活動による 収入	その他活動による 支出	施設整備等による 収入	施設整備等による 支出	差引金額
一般会計	352,070	331,186	50,392	63,351	0	6,437	1,488
公益事業特別会計	20	4,663	4,884	0	0	241	0
収益事業特別会計	6,600	0	0	6,600	0	0	0
合 計	358,690	335,849	55,276	69,951	0	6,678	1,488

2019 年度 新会計区分

事業区分	拠点区分	サービス区分	サービス区分の細区分	事業内容
社会福祉事業区分	地域福祉推進事業拠点区分	法人運営事業	法人運営事業	▼理事会・評議員会▼人件費
			調査研究企画広報事業	▼三浦市民生活向上会議▼社協みうらの発行▼ホームページの運営
			基金運営事業	▼老人福祉振興基金▼地域福祉振興基金
		地域福祉推進事業	三浦市社会福祉協議会会館運営事業	▼安心館▼暖館
			ボランティアセンター運営事業	▼ボランティアセンターの運営▼ボランティア・市民活動助成金の配分▼地域福祉推進モデル事業▼生活支援コーディネーター配置
			障害児者余暇支援事業	▼障害児者運動支援事業（スプラッシューズ）▼障害児者乗馬訓練（かっぽの会）▼皆で海に親しむ会▼きらきらキッズ▼セッション（ダンス教室）
			援護事業	▼災害緊急援護事業▼交通遺児援護事業▼行路人援護事業▼紙オムツ助成事業▼肢体不自由児入浴サービス事業
		人材育成研修事業	介護職従事者等人材育成・研修センター運営事業	▼組織内職員の研修▼組織外職員の研修
		共同募金配分金事業	共同募金配分金事業	▼共同募金配分金事業
		総合相談支援事業	「安心館」運営事業	▼地域包括支援センター「おまかせ」▼居宅介護支援事業所「アンド」
			相談支援事業	▼相談支援事業所「エール」
			自立生活支援センター「いっしょ」運営事業	▼法人後見事業▼日常生活自立支援事業▼生活福祉資金の貸付事業▼生活困窮者自立支援法事業
	介護保険事業拠点区分	介護保険事業	介護予防等デイサービス事業	▼それいけ！デイサービスセンター（兼C型） ▼どんどん！デイサービスセンター
			小規模多機能型居宅介護事業	▼小規模多機能型居宅介護事業所「湯ごころ」 ▼小規模多機能型居宅介護事業所「はつらつ」
	障害児者自立支援事業拠点区分	障害児者自立支援事業	障害者就労支援事業	▼就労支援センター「どんまい」（就労継続支援B型・就労移行支援）
			障害者デイサービス事業	▼障害者リハビリデイサービス「ゆずりハ」
			児童デイサービス事業	▼児童発達支援事業所「HUG くみ」
公益事業会計区分	公益事業拠点区分	公益事業	未病センター運営事業	▼三浦市社協未病センター運営事業
			CHO 構想推進事業	▼三浦市社会福祉協議会 CHO 構想推進事業
収益事業会計区分	収益事業拠点区分	安心館貸館事業	安心館貸館事業	▼安心館貸館事業

2019 年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書

■地域福祉推進事業拠点区分

法人運営事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会は、特定の対象者や地域だけではなく、幅広く地域福祉を推進する「高い公共性」と「自主性」を併せ持つ団体として、市民各層からのご参画を得て、その運営にあたっています。実際にその運営に携わるのは、理事 10 名、監事 3 名、そして、評議員 14 名の総勢 27 名です。理事は、経営の執行責任を担い、監事は、業務の執行状況や財産の状況などを監査します。そして、評議員が、理事の選任や決算の承認などの重要事項を議決することとなります。なお、理事（常勤者を除く）、評議員、監事は、無報酬となっており、運営の財源は、会費と三浦市からの補助金、そして介護報酬などで賄われています。理事会の補助機関としての役割を担う事務局では、会員の増強、受配、三浦市社会福祉協議会会館（安心館・暖館）の運営、社会福祉大会の実施、苦情処理委員会の設置・運営といった役割を担うと共に C H O（健康管理最高責任者）構想の実現をめざします。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	4 1 , 8 0 0	△ 1 7 , 1 4 6	
支 出	5 8 , 9 4 6		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	1 9 , 5 0 0	1 7 , 1 4 6	はつらつより 16,789/湯ごころより 2,711
支 出	2 , 3 5 4		

調査研究企画広報事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 三浦市民生活向上会議 住民主体の地域福祉活動を推進するために「三浦市地域福祉活動計画」の進捗状況の管理や地域の課題の解決にむけて活動する三浦市民生活向上会議を組織・運営しています。また、本会議をより効果的に推進するため、「活動評価促進部会」、「福祉のまちづくり検討部会」、「ボランティア活動推進部会」の3つの部会を設けています。 (2) 社協みうらの発行 紙媒体による情報発信として「社協みうら（広報誌）」を発行しています。奇数月に発行し、各事業報告や、地域のさまざまな社会福祉活動を紹介。ウェブサイトでもバックナンバーをご覧いただけます。また、ボランティアサークル「ひばりの会」による最新号の音訳もお聴きいただけます。 (3) ホームページの運営 写真や動画を満載したホームページを開設し、鮮度の高い情報をタイムリーに供給します。		
	事業活動収支		収支差額
	収入	0	△ 2, 5 5 4
	支出	2, 5 5 4	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収入	0	0	
支出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収入	2, 5 5 4	2, 5 5 4	どんだん！より 2,130/アンドより 424
支出	0		

基金運営事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 老人福祉振興基金 (2) 地域福祉振興基金 高齢化の進展を睨んで初代会長が創設した老人福祉振興基金及び地域福祉振興基金の造成に努めます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	6 8 0	6 8 0	
支 出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	5 0 6	5 0 6	安心館貸館事業より 506
支 出	0		

三浦市社会福祉協議会会館運営事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会が自己所有する「三浦市社会福祉協議会安心館」と「三浦市社会福祉協議会暖館」は、地域福祉の総合拠点として、市民の皆様から親しまれています。収益事業の収益は、全てこの会館運営事業に充当されています。ボランティア・市民活動に資するため「安心館」に会議室を2室、「暖館」に3室ご用意し、業務に支障のない範囲で開放したい考えです。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 4 , 6 3 0	
支 出	4 , 6 3 0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 5 , 2 4 6	
支 出	5 , 2 4 6		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	9 , 8 7 6	9 , 8 7 6	ゆずりハより 4,100/HUG くみより 3,929/ 安心館貸館事業より 690/アンドより 1,157/
支 出	0		

ボランティアセンター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア・市民活動の振興に寄与すべく①情報サービス（情報の収集と提供）②アドバイザー・サービス（相談助言活動）③コーディネーション・サービス（需給調整活動）④学習プログラム・サービス（学習支援活動）⑤活動プログラム・サービス（活動メニューの開発と提供活動）⑥ネットワーキング・サービス（活動者・組織間の連携促進活動）⑦拠点サービス（活動拠点や資・機材の提供活動）⑧マネジメント・サービス（活動者の組織運営支援活動）⑨研究情報サービス（調査研究活動）⑩アドボカシー・サービス（社会提案への支援活動）を提供するなどして総合的にボランティア・市民活動を支援をしています。 この他に、ボランティアセンターが取り扱う主な業務は以下のとおりです。 （１）ボランティア・市民活動助成金の配分 （２）地域福祉推進モデル事業の実施 （３）各種ボランティア講座 また、2019 年度も引き続き、生活支援コーディネーターをボランティアセンターの職員として位置づけ、地域サロンの開設・支援や地域包括ケアシステムの構築に関わる諸事業を実践します。また、介護予防インストラクターの養成といったボランティア的な人材の養成も介護職従事者等人材育成・研修センターとの協働によって進めます。なお、NPO法人スローハンド（認知症高齢者対応型通所介護事業所ぶらい庵）の２階部分を間借りし、ここを三浦市ボランティアセンターの支所として位置づけ、当該地域における市民活動の活性化をめざします。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	5 3 0	△ 6 , 3 4 2	
支 出	6 , 8 7 2		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	6 , 3 4 2	6 , 3 4 2	安心館貸館事業より 812/共募より 5,380/
支 出	0		どんどん！より 150

障害児者余暇支援事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 障害児者運動支援事業 (スプラッシャーズ) (2) 障害児者乗馬訓練 (かっぱの会) (3) 皆で海に親しむ会 (4) 障害児夏のお泊り会 (5) きらきらキッズ (核家族化などにより家族機能が低下する中で、子育てに奮闘する「ママさん」たちを応援しようと、未就学児とその家族を対象とした「遊びの広場」を設けていきます。) (6) セッション (ダンス教室)		
	事業活動収支		収支差額
	収 入	3 7 8	△ 6 5 0
	支 出	1 , 0 2 8	
	施設整備などによる収支		収支差額
	収 入	0	0
	支 出	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	6 5 0	6 5 0	HUG くみより 650
支 出	0		

援護事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 災害緊急援護事業(災害時に被災者に見舞金を支給します。)		
	(2) 交通遺児援護事業(交通事故により、保護者が死亡または重度障害者になった交通遺児に対し激励金を支給します。)		
	(3) 行路人援護事業(市内を徘徊する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付します。)		
	(4) 紙オムツ支給助成事業		
	(5) 肢体不自由児入浴サービス事業		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	1	△ 2, 0 0 0	
支 出	2, 0 0 1		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	2, 0 0 0	2, 0 0 0	安心館貸館事業より 200/それいけ!より 1,800
支 出	0		

介護職従事者等人材育成・研修センター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	事務局(三浦市社会福祉協議会安心館)内に介護職従事者等人材育成・研修センターを設置し、体系的・継続的に介護職従事者等の福祉人材を養成し、また、当該者のスキルアップに寄与するような研修機会を設けていきます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	1, 1 0 5	0	
支 出	1, 1 0 5		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		

共同募金配分金事業

(単位:千円)

事業の概要	共同募金の配分金を広く用いて、紙オムツの支給やボランティア活動の促進など地域福祉事業を推進します。共同募金の配分金は、三浦市社会福祉協議会にとって最も優良な財源の一つです。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	8, 1 0 0	8, 1 0 0	
支 出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	Δ 8, 1 0 0	未病センターへ 720/ ボラセンへ 5,380/HUG くみへ 2,000
支 出	8, 1 0 0		

安心館運営事業（地域包括支援センター「おまかせ」）

(単位:千円)

事業の概要	介護保険法に基づいて、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う「地域包括支援センター」を運営します。2019 年度も引き続き、生活支援コーディネーターをボランティアセンターに配置し、協働して地域包括ケアを推進します。また、当法人の重点事業を完遂するための牽引役を担います。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	3 3, 3 9 2	1, 3 7 8	
支 出	3 2, 0 1 4		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	3 6 8	Δ 1, 3 7 8	アンドより 368
支 出	1, 7 4 6		

安心館運営事業（居宅介護支援事業所「アンド」）

（単位：千円）

事業の概要		介護保険法に基づき、介護利用者が適切に介護サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼のもと、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅介護サービスの計画を立案するサービスをおこないます。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	23,653	2,650	
支 出	21,003		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△2,650	調査研究企画広報事業へ 424/会館運営へ 1,157/おまかせへ 368
支 出	2,650		

相談支援事業（相談支援事業所「エール」）

（単位：千円）

事業の概要		障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、利用者が適切に障害福祉サービスを利用できるようにするため、利用者の依頼のもと、相談員が障害福祉サービスの計画を立案するサービスをおこないます。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	6,310	379	
支 出	5,931		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△379	
支 出	379		

自立生活支援センター「いっしょ」運営事業

①法人後見事業

(単位:千円)

事業の概要		当法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援をおこないます。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	7 2 0	7 2 0	
支 出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 7 2 0	生活困窮へ 720
支 出	7 2 0		

②日常生活自立支援事業

(単位:千円)

事業の概要		認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこないます。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	3, 3 2 6	2 5 7	
支 出	3, 0 6 9		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 2 5 7	
支 出	2 5 7		

③生活福祉資金の貸付事業

(単位:千円)

事業の概要	「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	9 0 0	9 0 0	
支 出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 9 0 0	生活困窮へ 900
支 出	9 0 0		

④生活困窮者自立支援法事業

(単位:千円)

事業の概要	①自立相談支援事業②就労促進のための支援事業③家計相談支援事業④貧困の連鎖の防止のための学習支援(ゆうあい三浦塾) ⑤その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業⑥緊急支援物資給付事業をおこないます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	5, 0 0 0	△ 1, 3 3 4	
支 出	6, 3 3 4		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	1, 8 4 8	1, 3 3 4	安心館貸館事業より 228/法人後見より 720/生活福祉資金より 900
支 出	5 1 4		

■介護保険事業

介護予防等デイサービス事業（それいけ！デイサービスセンター）

（単位：千円）

事業の概要	一日滞在型 のリハビリデイサービス事業を実施します。 理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科医師などが①口腔機能向上②栄養改善③運動器機能改善④個別機能訓練を実施します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	19,240	2,820	
支 出	16,420		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△2,817	援護事業へ1,800
支 出	2,817		

介護予防等デイサービス事業（それいけ！デイサービスセンター通所型サービスC）

（単位：千円）

事業の概要	通所型サービスC（短期集中予防サービス）を受託し、介護予防リハビリデイサービス事業をそれいけ！デイサービスセンター内で実施します。理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科医師などが①口腔機能向上②栄養改善③運動器機能改善④個別機能訓練を実施します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	840	0	
支 出	840		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		

介護予防等デイサービス事業（どんどん！デイサービスセンター）

(単位:千円)

事業の概要	介護保険からの卒業を目標に、1日2回の入れ替え方式でリハビリ特化型デイサービスを実施します。 理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科医師などが①口腔機能向上②栄養改善③運動器機能改善④個別機能訓練を実施します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	24,700	3,331	
支 出	21,369		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△3,237	調査研究企画広報事業へ 2,130/ボラセン
支 出	3,237		へ 150

小規模多機能型居宅介護事業（湯ごころ）

（単位：千円）

事業の概要	三浦市社会福祉協議会安心館において、介護保険法に基づき実施している小規模多機能型居宅介護支援事業は、デイサービスの利用者が訪問サービスやショートステイといったサービスを包括的に利用できるサービスです。25 名を定員とし、小規模できめ細かいサービスを提供します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	4 5 , 7 9 0	6 , 9 5 7	
支 出	3 8 , 8 3 3		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 6 , 9 5 7	未病へ 3,837/法人運営へ 2,711
支 出	6 , 9 5 7		

小規模多機能型居宅介護事業（はつらつ）

（単位：千円）

事業の概要	三浦市社会福祉協議会安心館において、介護保険法に基づき実施している小規模多機能型居宅介護支援事業は、デイサービスの利用者が訪問サービスやショートステイといったサービスを包括的に利用できるサービスです。25 名を定員とし、小規模できめ細かいサービスを提供します。また、本事業所を保険者の指導に基づき、看護型にしていきたい意向です。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	4 9 , 2 9 8	1 7 , 2 2 3	
支 出	3 2 , 0 7 5		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 1 7 , 2 2 3	法人運営事業へ 16,789
支 出	1 7 , 2 2 3		

■障害児者自立支援事業

障害者就労支援事業（就労支援センターどんまい・就労継続支援B型事業）

（単位：千円）

事業の概要	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をおこないます。新たに採用した管理栄養士を中心にし、高齢者の「食」・「栄養」の問題にも積極的に関与し、障害者が高齢者を支える“仕組み”づくりを構築したいと考えています。障害があっても社会の一員として、「社会に貢献している」という職業人としての“誇り”を個々の利用者が持てるよう支援するためです。具体的には、生活支援コーディネーター（ボランティアセンター所属）との連携によって、栄養問題を抱える高齢者に「配食」サービスを提供するなど「地域包括ケアシステム」の推進にも寄与していきます。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	22,982	△3,907	
支 出	26,889		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	4,748	3,907	就労移行より 4,748
支 出	841		

障害者就労支援事業（就労支援センターどんまい・就労移行支援）

（単位：千円）

事業の概要	就労移行支援事業は、障害のある方の一般企業への就職をサポートする通所型の福祉サービスです。身体障害、知的障害、精神障害の他に発達障害や難病の方も対象とし、仕事に関する知識やスキルアップと就職活動のサポート、就職後も長く働き続けられるよう職場への定着支援もおこなっています。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	6, 5 8 4	4, 8 5 0	
支 出	1, 7 3 4		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 4, 7 4 8	就労継続支援 B 型へ 4,748
支 出	4, 7 4 8		

障害者デイサービス事業（障害者リハビリデイサービスゆずりハ）

（単位：千円）

事業の概要	障害者総合支援法に基づき、創作活動やレクリエーション、年数回の社会適応訓練や身体状況に応じた入浴等のデイサービスを提供しています。また、専門職の機能訓練によって、より地域生活を豊かにしていただけるよう支援していきます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	2 1, 2 9 3	4, 1 0 0	
支 出	1 7, 1 9 3		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	4, 1 0 0	会館運営へ 4,100
支 出	4, 1 0 0		

児童デイサービス事業（児童発達支援事業所 HUG くみ）

（単位：千円）

事業の概要	放課後等児童デイサービス事業とは、児童福祉法に基づいて実施する発達支援事業と放課後等デイサービスの総称で、これを三浦市社会福祉協議会暖館において実施します。 学校・家庭とは異なる第三の「居場所」として子供たちの成長を支援します。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	3 5 , 4 4 8	5 , 1 0 2	
支 出	3 0 , 3 4 6		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0	△ 1 , 1 9 1	
支 出	1 , 1 9 1		
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	2 , 0 0 0	△ 3 , 8 0 8	共募より 2,000/会館運営へ 3,929/障害余暇へ 650
支 出	5 , 8 0 8		

■公益事業拠点区分

未病センター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会安心館及び暖館内に「未病を治すかながわ宣言」に基づく神奈川県認証施設「三浦市社協未病センター」を設置し、身近な場所で、「未病を改善」する取り組みを、継続的に体験、実践できるようにします。三浦市社会福祉協議会では、未病改善の取り組みを地域包括ケアシステムの構築につなげたいと考えています。神奈川県が提唱する CHO 構想の推進と未病改善の取り組みは、地域包括ケアシステムを構築するための土台づくりでもあります。そこで、認証外事業として出張「未病サロン」も各所で開催していきます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	2 0	△ 4 , 3 9 3	
支 出	4 , 4 1 3		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 2 4 1	
支 出	2 4 1		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	4 , 6 3 4	4 , 6 3 4	安心館貸館事業より 3,914/共募より 720
支 出	0		

CHO 構想推進事業

(単位:千円)

事業の概要	CHO 構想とは、健康経営を進め、企業の労働生産性向上、健康満足度、医療コスト削減といった経営指標を調和的に改善させることにより、企業全体のパフォーマンスを向上し、その結果として企業の経営価値向上に資する取り組みです。当法人では、未病の改善と CHO 構想の推進をセットで取り組んでいます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 2 5 0	
支 出	2 5 0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	2 5 0	2 5 0	安心館貸館事業より 250
支 出	0		

■収益事業拠点区分

安心館貸館事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会安心館の一部を民間の介護保険事業者に賃貸し、その収益を全額を地域福祉事業等に還元します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	6, 6 0 0	6, 6 0 0	
支 出	0		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△ 6, 6 0 0	会館運営へ 690/基金運営へ 506/ボラセンへ 812/CH0 へ 250/未病へ 3,914/生活困窮へ 228/援護事業へ 200
支 出	6, 6 0 0		